

## 助役

御説明申し上げま方か。川内ゆゑ市  
町村の一般財源と言うものは川内ゆゑ。  
市税はじめ、交付税大体、これが本市に  
あける歳入の70パーセント近くアリ歳出で  
あります。そしてこの70パーセントが各歳出  
に亘って、一般財源として、これも支出の  
対象にアリ歳出であります。川内ゆゑ財源  
となる歳出であります。それから補助金等  
につきましては、特定財源であります。  
これはその事業費以外は使わざる金である。  
オナウス、それには対応費が伴つて来ると言  
うことであります。補助金がタダくたばれば  
対応費が多くなつて、その特定の事業に  
オナウス、これに向ひ川内ゆゑ琉球政府の  
財政硬直化の原因が大体言つれてアリ  
ところの、そう言う現状、これは税金を  
下げることと、交付税を下げることによ  
つて、他の補助金をけまと言うことは、  
オナウス財政を運営が出来なくなるよ  
うな状態に川内ゆゑ以外はアリ歳出なん  
ですか。あ、しゃる様な理論は結局、成り  
立たざると、言うことにアリ歳出なんですか。

## 川内

対応費の問題でござりますけれども、  
対応費はこれは何故か、やうでさ事  
業或は支出だけ、補助資金が多くな

と言うことになります。何が蘇生かせよいや  
なりかと、言うふうに考るは誤ありますか。  
ただ私から配してるのは、年々、税金は  
本市にありてもの方で上っております。  
特に革新政府と言うのは、減税をひとつの大  
きな目標に掲げております。それに  
対する楚のような結果が出て来てお  
もしやなとかと、元しろ減税の方向  
に進めて行ってこそ、私は革新カラー、  
革新施政の価値ははつきりしていないで來  
るじやないかと、言ったような事かい。  
出来るだけ減税の方向に努力して、  
その分は外の面でくそ合ひ方をするべ、努  
力する施政を持っていただきたいと言ふ  
ような意見であります。

### 助役。

補助金を獲得することは、当然これは市に理事者に与えられた、当然の義務で  
あります。これは当然であります。努力しな  
ければならないと思ります。ただしかし  
この税の問題について、財政需要あります  
からです。住民福祉にこれがいい  
なければなりませんと、言う住民の福祉とは  
かるためにやむなけれはなりません。それが  
あります。限度としてやむ不得でありますと、  
当然、税法上許される税目、税金は徵  
収しまして、その税を有效地に住民福祉  
に使うと言うことと、これは積極的消極

的に問題を惹起するかのやうかが道筋だとは  
かと思ひますから、勿論、市町村としては、  
後者の方に力を入れてやさべきのか、市  
町村の自治体としての、当然の義務じや  
なリかと、こりか今の一 般論であります。

11番、

はい、解りました。我々と若者との相違  
がある訳でありますから、増税をしてでも、  
こりを住民に還元をするのはいいんじやな  
いかと、言うのが当局の施政、若者の方に  
対してこり以上どうすると言つたことは出  
来ませんけれども、とにかく 税負担と言  
う面にフリではありますね。住民の苦しんで  
いると、税金に、増税にあからずともと  
言つことはですね。私は知つて然まづき  
かと言うふうなことを申し上げておきます  
以上。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時57分)  
再開いたします。(〃 3時10分)

議長

引き続き予算の質疑を許します。  
尚、歳出の1款から5款まで併せて質疑  
を許します。

答番

先程かい税の内題で質疑がありましたが、基本的施政をお伺い致します。市長は現年度の、今執行していき市民税、妥当な額かと思ひますか。

市長

妥当だと思ってあります。

答番

それで妥当の額の割は税率が出来ていいのか、ある程度還元能力、どのくらいまで宜野湾市民かい税を負担する能力があるかというか、言うところの基礎、そういう面は御調査はされたことはあるかどうか、現在の財政収入、今の市民の収入の処理いたしましてどのくらいまで還元能力があるかと言うことは基礎に行きて調査出来てあるでしょうか、市民の還元能力の限界ですね、どの程度までありますか。これまで出されてないなかで、私は敢えてしませんか、とにかく現状市民税或は所得税でもよしりござります。住民は非常に税加重と言ふよりは、おたかの会員かい軽くない、税率の内題なって、自分かい出税加重と、言うことをよく聞きます、そこにある現年度の、新年度の予算では、市民税加重、倍額になります、複数までには相、当、の額にならないか、果して

それで徴税出来るかどうか、非常に私、  
その度は心配しておりますか。こり率で、率の  
変更によって、こう言う賦課の税率が出て  
来てある段でござりますか。しかし、調査  
したければいくつ数字を出しても無意味で  
あります。市長はそれだけ自信を持って、市民  
から徴税すること出来るとどうかでありますね。  
その実は、従来の市民税のたとえ今まで  
なってあるんだとか。自信を持って徴税可能  
と考えてありますか。

市長  
徴税可能と思ってあります。

夕春  
はい、解りました。それだけでよしゅう  
ござりますか。もう一対だけ 従来、普段向  
新城地域にあれば、土木工事をおうとき  
には、そこの区画整理費、地元で単独で支えて  
いる。その分かい、負担行為で道路なんか  
(聴取不能) 負担行為をやりとさせて來  
ておったんですねか。今度にも 新城地内  
にも相当の道路工事がござりますか。その負担  
行為はこう言うふうにして(聴取不能)。

助役  
従来やってありましたリキナフを御説明  
申し上げなれど、説明に困りませりので、新  
城区の地主組合が区画整理をしきしたと、ご  
宣賀西市議会

の、地域に対するまでは、新城区の地主組合のかい市の方に一応寄附金として、寄附をしてもらいました、そしてその金額に応する分、側溝工事等にまわして、工事施工した訳であります。乳剤舗装については別に地元に負担はさせられません。今計画してます道路はすずらん通りの延長線でござります、これはあの地域における幹線道路でありますとして、この前に、その分については市かやさんだと、そして残りの交線については、そう言う先、申し上げるような組合のかいの寄附金によって工事をするんだと、言うふうに取り決めかねなされてあったようあります。それに基づて引き受けた訳であります、その分については既に終った訳であります。

夕暮。

負担行為は全部終ったと言う訳であります。

助役。

そうあります。それが直接その地域の問題ではありませんか、松村組であります地域については同じような方々がなされるようにな話し合はつけてあります訳であります。まだ内保地主のかいの寄附金簿につけての、金額等のいくらい寄附すると言うよなことかいまだ空ってありませんので、理年度の予算にはまだ計上してありますまいが、

久春

(聴取不能)

助役

だから今ですね、内部的に金額も、それ  
が工事費もいくつと言つぱうに、まだ取り決  
めもなされてないなと思ひます。それが折  
衝してそう言う内題は関係地主と話し合  
って、またまでは追加更正でも可能かと思  
います。

久春

担当課長から聞かせんので詳しいこ  
とは出来ないと思ひますか、新城の幹線道  
路にありますましては、往来ないやり責任でやろく、  
乳剤舗装やると言うのは、簡易舗装には  
りまいか、結局 後来は 施行方法としては、  
アスファルト工事がそう言う幹線のあれは  
正しいあり方ではないかと思ひますか、乳  
剤舗装にされた理由はないか(聴取不能)

助役

これは、現在にあリては いあせ下水道工  
事か、市全域にあリて 行なわれますので、  
本舗装するよりは乳剤舗装すとと言う考え方  
方に立ってですゆね。現在は本舗装したの  
は過去2年以後にあリては、ないうござ  
ります。 . . . . .

文春

今後は市内の（聴取不能）簡易舗装  
にもって行く考え方ですね。

助役

そう言うことですか。

文春

はい、解りました。

文春

賊産收入の面で伺ひ致しますか。旧嘉数  
国民学校あとの（聴取不能）大分 多額に  
なってます様な話をして聞きましたが、この貸  
付料の決定はどのような方法でやつておる  
のか。又（聴取不能。）

経済課長

お答え申し上げます。市有地の賃貸料に  
つきましては、本市の附属機関でござります  
行財政計画審議会に提案をいたしまして、  
昔え向国民学校敷地、現在の二八ヘクタ  
ー体のおよそ全部 72年度から 80セント、  
1坪当たり、年間 80セント上げてござります。  
そして嘉数国民学校後につきましては、  
亦同じ様な、年間 80セント上げて  
ござります。附近の賃貸料よりは、やや  
高いめに、答申されてありますので、そう言

う答申に従ひまして、一応、こちらの諮詢につきましては、普天間の国民学校後の分だけは、やりましたけれども、一応、嘉数小学校後につきましても、年間坪当たり 60セント値上げして、予算計上してござります。

17番

普天間国民学校後の地料ですね、契約期間との様になつてありますか。

統務課長

契約につきましてはございます。今年の 1月 30日で終了のもので、約 30パーセントぐらいいだと思ひます。10 年の契約、10 年の頃でございます。それで一応、契約の期間につかかぬふが新年度からは全部坪当たり年間 60セント上げると言つております。

18番

全部上げる。

統務課長

60セント上げる。

18番

現在のものに。

統務課長

はい、そう言ふことで各借地人に對し

今月17日は11時に契約を更新する予定ですね。  
文書を出して、今契約を値上げ分について  
この契約書の交換をいたしましたのであります。  
1番近郊のでは1番高いのか年間1ドル  
80セントだったと記です。坪当たり、そのかく2ド  
ル60セントになります。そして最低かく1ドル20  
セントだったのかく1ドル80セントになる記でござ  
ります。

18番、

諸内委員会からの答申かそのままなって  
る記ですか。

総務課長

そうです。

19番、

船局は、この地域以外の地域も流して  
言いますか。

総務課長

これはではありますね、実際はあります。近郊の土  
地代よりは大分安い記でござりますが、60  
セント上げても、しかし一坪に高額に上  
げてはいけないと、本当だったとい。従来おい  
そう言うふうに全体的に上げてはいけは  
か、だけれども、契約当時の金額とのま  
でござりますので、10年間 そう言うふう  
に、借地料据え置きなど.. 言う当局の

責任もあつたと、言うことで5ヶ月に更新  
すべきであると言ふうな答申をござります  
て、一等に、~~並外~~に高いとさうことは借  
地人に对于する負担と言うことも考え方して、  
一応60セント程度が適當じゃないと、さう  
ふうな答申を受けてやつてござります。

18番

今度は5ヶ月契約だされた訳ですか。

総務課長

地料につきましては、5ヶ月に更新  
すとさうふうな考え方でござります。

18番

又アーチ、戸籍住民登録でござります  
が、去る大國勢調査の人口と、それから  
窓口登録人口では、約5,000近くの差  
がありますか。対野湾市住民登録条例  
第9条によりますと、年1回実態調査を  
しなければならないと、さうような条文が  
ござりますか。又アーチの債金1,800.一ドル  
ござりますか。この目的について御説明  
願ります。

住民課長

お答え致します。この債金については  
8人の3ヶ月をくんでありますか。前年度  
にありては、当初の計画におきましては、

へ清調査をやさつもりでござりましたか。実際 8 月まで今 やって 3 訪ですか、喜力名までしか出来ない關係で、引き続き次年度も残り伊佐の山 17 回、中原までの合計実態調査やり方とさう考分方あります。

16番、

この借金の目的は住民の実態調査をするために計上してある。

統務課長

そうであります。

17番、

しりて言うと、基本的には住民把握が第一じゃないかと思ひますので、国勢調査の調査と、それが住民登録人口の相違があると言うことは、すべての面に影響して来るんじゃないかと考分しますので、この実態調査と合つかどうか、出来よだけ年 1 回は調査していただきたいと考分でありますから、今後の計画につけてはどのようになりますか。

住民課長

今の条例では 1 年に 1 回、実態調査をやさなければいけないかとある訳で、その様にやっていくつもりでありますから、本土復帰になりますと、定期的にやさなければいけないかなどと言つような法律の、謳ひ方ある訳なんですか。その

復帰後の回数については、基本合帳へ移行する場合に、考えて行きたいと思ひます。今のこととは年に1回や3ヶ月でござります。それで今、予算にくんであります実態調査といふのは伊佐のい中原までの分ですか、もし合併になりますと、後1回は新市になつたところの実態調査をやむなければなりませんと言ふ考え方です。

8番、

説明書の31ページ、総務費の特別職給々人分となつてありますか。

総務課長

お答え致します。特別職3名と固定資産評価委員が今回かい予算の編成田方山によりまして、特別職と言うふうになつてありますので、固定資産評価委員も特別職に入つております。

9番、

特別職に入つてありますね。

総務課長

はい。

8番、

そつた場合に、議会で方へ承認されない場合は、この人は辞めなければならぬ

ですか。

総務課長

固定資産評価委員は議会の承認事項でござりますので、

P君

これは期間をござりますか。

総務課長

期間は明記ござりません。

P君

と言うことは、1回任期をすれば何十年でも、その人が辞表を出さない限りは出来ると。

総務課長

そう言うことになります。

P君

特別職とした場合には、給与体系が非常に安いような感じを受けろんですか、そのへんはどうですか。

総務課長

特別職と言う場合のものは議会の承認受けけるが、一般職員との区別はオーバーありますと、言う考え方でござりますて、各市町村におきましても、普通、課長クラスと言ふふになつて

ござります。

8番、

隣村、市町村もそう言うふうなありますか。

総務課長

そう言うことであります。

8番、

これは課長クラスくらいはなってありますか。

総務課長

はい。

8番、

そうすると、33ページの特別旅費、これもこれと関連があるござりますか。

総務課長

この場合はですね、この場合の特別旅費と言うものは、市町村長が本拠等に行く場合の、特別な目的、つまり先進地の行政観察等の旅費、特別なものでござりますして、それが特別職の分だと、言う訳じゃござりません。

議長

歳出の6款から14款までの併せて質疑を許します。

2番、

35ペー-ジの有線放送設置補助金でござ  
ますか。これはどこどこの個所でござりますか。

統計課長

お答え致します。今回 5行政区からの出  
ておりましたけれども、大山が一番大きい款で  
ござりますして、後の行政区は忘れまして、大  
変申し訳ござりませんけれども、

2番、

後でなにはして下さい。それが39ペー  
ジの沖縄人権協会とありますか。これはどのよ  
うな關係の支出でござりますか。

厚生課長

お答え致します。これは沖縄人権協会と言  
うものかござりますて、そこにに対する負担金で  
ござります。人権協会の行事といたしましては、  
人権擁護週向と言つ週向等をもつて、  
前年度にあきましては、コヤセセンター自治  
会の公民館にありて、特に婦女太子の  
人権問題等についての相談、そういうのを受  
けて、協会でござります。

2番、

負担金、

厚生課長

そうです。年間の負担金がござります。

乙番

同じく、その下の青矢印地区交通安全協会のなんですか。

厚生課長

これは青矢印交通安全協会に対する  
負担金がござります。宜野湾市としての負担  
金がござります。

乙番

負担金ですか。

厚生課長

そうです。

乙番

すく下の防犯灯設置はどこで  
出てありますか。

厚生課長

行政区からの設置計画が出てあり  
ます。

乙番

これは全部の行政区ですか。

## 厚生課長

そうです。伊佐、普天間三区、普天間一区  
真志喜、喜友名、19区、野嵩一区、野嵩二区。

2番。

はい。解りました。後ひとつお腹になります。  
40ペースの特殊勤務手当でありますか。これは  
どのような勤務に対する手当ですか。

## 税務課長

お答えします。特殊勤務手当については、  
徴税職員、これが月7ドルの手当がございますので、

2番。

徴收職員ですか。

## 税務課長

徴税係の職員、条例によって7ドル、  
手当がございます。それと、他の職員  
が月3ドルの手当があります。

## 統計課長

先程、2番さんの有線放送の補助金  
でありますか。真宗原、真志喜、大山、伊佐  
のタケ部落であります。先程、タケ部落と  
申し上げましたが、タケ部落であります。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時45分)  
再開いたします。(午後3時45分)

1番、

予算書の55ページ、17節の負担金、補助金及び交付金、私立保育所児童措置費1,200,000円についてこれはどうおもうふうな性格の措置費でありますか。

厚生課長

お答えを致します。これは歳入と支度連りますか、いやゆう私立の、政府から認可された私立でござります。認可された保育所に宜野湾市の、市民の中の、入所した場合に、いやゆう使用料、前に言った自己負担金とどうものがあります。自己負担金と、政府から負担すべき金額と合計し、それと政府から負担すべきものの10分の1は市が負担しますので、それを合算しまして、私立の保育所に交付する措置費でござります。

1番、

政府からは820,000円の負担金となってありますか、1,200,000円の計上は差額は市の自己財源で保育所措置費として、上げたとさう。

厚生課長

達ります。約77.1ドルですか、につきましては個人の負担でござります。保育者の、それから20ペーセントに来てまして、中頃ですね。約7.1ドルが政府からの負担でござります。それを合計しまして、リカウス 政府と各自が持つ負担金ですね、それ以外につきましては市町村の負担と言うことになります。

1番、

市内に何ヶ所の政府認可の私立保育所がありますか。

厚生課長

宜野湾市にはござりません。例えば、牧港とか、教会が運営しております。政府の認可した保育所でござります。だからコザにあります諸見保育園、そう言うところの保育所でござります。宜野湾市の場合には認可は受けてござりません。

1番、

市内の対象となる児童は何名ですか。

厚生課長

一応、あくまで平成でござりますので3名を予定しております。

1番、

3名に1,200.-ドル必要ですか。

厚生課長

1,200.-ドルと言うのはあくまで政府  
と個人が負担した額に、その10分の1が市  
の負担であります。つまりまでは、市の負  
担はないと思ります。

1番、

今歳出を算出してみるですよ。

厚生課長

そうですが、1,200.-ドルに対する歳入に  
さき申し上げました様にですね、18ペーペー  
ございます。877.-ドルです。

1番、

財源のことを見つけてありません。1,200.-  
ドルの児童措置費はですね、これは補助金で  
しょう。

厚生課長

そうですが。だから先申し上げました様  
にですね、負担金で保護者が使用料であります。  
市がとて、そして政府がふぶくペーペー  
あります。877.-ドル市がとりまして、18ペー  
ペーにあります。880.-ドルですね、これは保  
護者、か、負担すべき額であります。市の方には

保育所に納使用料を納めることなくして、  
宜野湾市の方に我々の方に納めろ訴です。  
納めてもらひ、スマートカードにござります。697.-  
ドル、こも政府から市が受け、その保護者  
に上げらんじやなくして、保育所の方に、市を經  
由して行く訴です。合計しますと、1,100.-ドル  
になりますので、その差額分は市が負担す  
べき額ですか。3名に1,200.-ドルと言ふ  
ところあります。

1番、

だから、その負担すべき 880.-ドルですね、  
何名で負担しますか。

厚生課長

3名を予定しております。

1番、

3名。

厚生課長

はい、そんだけござります。宜野湾市  
以外の保育所ですかい認可受けでですね。

1番、

1,200.-ドルはあくまで在市のために。

厚生課長

そうです。

1番.

はい、解りました。68ページ19節の負担金、  
補助金 及交付金、衛生施設改良補助金 6,300,-  
ドルについて説明求めます。

厚生課長

お答え致します。内訳につけては資料が  
来ておりませんので、後で。

1番.

6,300,-ドルに対する内訳を明日の午前  
中までに議会に提出してもらいたい。全議員  
に配布してもらうようにお願い致します。

3番.

62ページ13節と16節、委託費 288,-  
ドル、毛処理料、16節の原材料費 1,115,-  
ドルのと場資材代、この毛処理料と2つのは

農林課長

御説明申し上げます。と場の毛処  
理の考え方であります。

3番.

これは委託してある訳ですか。

農林課長

20年度予算かの委託しようと言う考え方

で進めであります。

3番、

年間 280.-円で、

農林課長

はい。

3番、

次に 16節の 1,115.-円のと場の廃材代になつてありますか。まことにどう言つたところの。

農林課長

と場の場合は毎年と場検査をやりますので、周囲の金網とか、又は戸かごゆれなんか場合に、資材を購入して修理します。と言う考え方で、と場代關係の材料費くらいであります。

3番、

また前の場合にと場みてまゆうて  
3月議会の場合にも、課長にはあおせ申  
し上げた訳なんですか。直接、と場がひ  
流水で来る毛、それから（聴取不能）あ  
れか淨化槽を使用せずには、生のまま。  
そのまま下の川に流れでます。と言うことで  
ござりますかい。こう言つたことには、改善の  
計画はございませんか。

農林課長

これは今、排水口をなんとかして、けい  
めをつくって毛を下に流さない方法を考え  
ようと言ふことで、今、それは金綱耕作團  
係を調べてあります。それで金綱によるとあけ  
こじと言いますか、水だけ流して毛はかかる  
様な方法と言う考え方で、検討は進めて  
ありますか。その結果はあと少しはかくしたら  
出て来るかと思ります。

3番

73年一箱の16節、この原材料費 599.-  
ドル、蜜蜂の資材 500.-ドル、その他医薬  
料 500.-ドルとありますか。この蜜蜂  
は前から飼養されておられたんですか。

農林課長

いや、今度、寄贈下さいましたので畜産  
の中ではなんとか、蜜蜂の問題も今後、  
ひと箱でありますので、もう一心繁殖  
させて、経営なりたつかどうかを調べて  
みたりと言ふことで今、ひと箱さてお  
ります。

3番

これは寄贈ですか。

農林課長

はい。

3番

どうぞいいですか。

農林課長

豊浜さんはの寄贈ですか。

3番

これは現在どこに?

農林課長

飛行場にあります。

3番、

そうすると蜜蜂の箱をふやすためと  
其の他の薬品。

農林課長、

この薬品については養豚組合から  
陳情がありました、農薬等の内題で  
陳情がありましたので、その薬品として  
全市で購入して物品支給の形でか  
そぞうと言ふ形でくんであります。

15番、

只今3番さんの質問の中に感づいた  
事がありましたが、今先農林課長のお詫  
しによりますと（聴取不能）

農林課長

はい、14年の予定であります。

15番、

14年ひと場合（聴取不能）

農林課長

毛は農作物肉体にありて肥料と  
して使えると言うことで、こん菜類には  
勿論、使えませんけれども、かぶ類とか

そう言ったものに対して肥料として使われるまで、そう言つた方向で処理して行きたいと言うようだ考え方を持つてあります。

### 15番

そうなると言うところはあちこちに  
そう言つた堆肥を肥料に使うかといつて  
かいつて投げ捨てる、そうなる場合  
に衛生面に影響しませんか。

### 農林課長

これはが菜類肉体を栽培していき  
農業でしたい。そう言つた外のところに捨  
てる可能性はないんじゃないかと、自分の  
畠へ持ってきて肥料として使うのは内  
題はないとみてあります。

### 15番

ではどうありますかは、我々は  
今までやつてありました現状からみて  
とてもその近くには銀蠅がいたりで  
かいつて臭くて通れないような状況にあ  
る訳なんですよ。それで現在はキビ作に  
でています、投げつけられてあるんです。少し  
だけじゃなくして、中味なんかもでっさや  
になつてあるからだいたい、とても寄りつけ  
たり様な状態なんですよ。幸にして、  
今、そう言つた通りかありますからで、感  
づきました。こう言つたことを対しては

穴、壌に埋めると、たぶん結構ですかね。  
そのまま放置するには対しては、我々  
講会、住民に対しては考え方あります。

### 農林課長

これは肥料に使う場合でも、空氣上で  
放置した場合は肥料としての効力も  
薄くなります。尚衛生的にも悪いので  
出来るだけ埋めさせて肥料の方法に  
切りかえたいと思します。

### 15番

これは個人自体は肥料にならかを知り  
ませんが、多くの地域住民に対しては多くの  
迷惑をこうります。ですからかかたり料金  
を出します。原則上、肥料の利用に寄与す  
ることは（聴取不能）ですかい人間に支障  
のないような方法を講じて下さい」と  
言うことを要望いたします。終り。

### 16番

（聴取不能）この委託料はどうい  
委託しますか。

### 農林課長

お答えいたします。4-5名くらい詔  
しにしてありますけれども、まだ誰が処  
理すると言ふことは決ってありません。

18番

個人に委託する3訳ですか。

農林課長

はい。

18番

それが本復帰オヨと、現在の宜野湾市のと場では、おそらく許可にならないんだどうと言うふうなお話しさ聞いてありますか。どのように考え方ですか。

農林課長

今政府としても食肉センターを設置して、農連に委託業者させようと、言う構想で進めてあります様であります。それで、おそらく復帰しますと、中、南部に1ヶ所が、又、中部に1ヶ所がとまうことであつて、こ、ちに大きなものをつくって、それに包含するんじゃないかと、言う見地にてあります。それからおそらく各市町村も小さないと場は廃止オヨようだ、遊び場じゃないかと思ひます。

19番

そりありますと、それだけの原材料費115,一トントルかけと言ふことは無意味と言うようなことになりますが。

## 農林諒

しかし、その向はと場運営はやりますので、その検査ということもなりますと、又、そのだけの金をつきこんで受けなければいけないかんと言うことにならぬかと思ひます。

## 議長

暫く休憩いたします。(午後夕時〇〇分)  
再開いたします。(“夕時〇〇分)

## 議長

お詫びいたします。定期夕時でありまつて、日程はまだ終ってありません。それで時間を延長したいと思ひますか。御要議ござりますんか。

## 議長

御要議ござりませんので時間をお延長いたします。

## 8番

全体的に消耗品費が相当の伸びてあります。これはどう言ったようだとはいかず、全体的には伸びてありますか。前年度が約20,000.ドルであります。今年が26,000.ドル計上されてありますか。これは各(聽取不能)。

助役

御承知の様に今度の法の改正によりまして、予算の節から2節から3節に変更されております。従来の消耗品費が11節から現在の需要費にあたりますけれども、この需要費は従来の消耗品費、その他の人さんたちのものを包含しております。それで單純に前年度の消耗品費と現在の11節の需要費を比較する場合はあたりは11試でかけ小ども別に消耗品費が急に上がっていると言つことはないと思ひます。

8番

私の計算は11節の需要費の中に消耗品費、燃料費、食糧費、印刷費、本費、そう言った光熱費、修繕費、そう言ったもののか合計が小どあります。その中に当然たる消耗品として、説明に付けてあります。その消耗品だけを計算した場合に約々分の1、例年より下って3様な感じがしまりかぬ、そのへんは別にありますか。

助役

構成比率が申し上げますと私、今現年度のものを持っておりますせんけいとか、需要費のしめ3割合は、総予算に対して、2.7%ハーセントあります。需要費がであります。現年度のものを持つてあれば数字が比較出来ることですか、在りして需要費が、消耗品費が

されば、上にていふとおきては予算編成の何回かみてそろまくふうな感ひは受けてありません。

### P 章

農林課の方にお預り致します。農林課の場合は、消耗品費が非常にたくさん計上されてあります。説明願ります。

### 農林課

農林総務費の需要費の中で、北部研究会の整設会費、その他、整設会費、畜産部で3ドル×2回で6ドル、農業關係で3ドル×2回で12ドル、産業研究会3ドル×6回で18ドル、負担金關係で5ドル、その他かい計算機2台ペイプの修理代が100ドル、移民整設会の茶葉代が10ドルであります。その他かい農業振興費の需要費でさけりども、病害虫防除の、防除機具の修理代が50.一ドル、種苗の肥料代が105.一ドル、種苗の薬品、2台の消耗品が50.一ドル、種苗の消耗器具その他の30.一ドル、種苗ほの燃料代が30.一ドル、種苗ほの光熱水費が20.一ドル、その他、種苗ほの修繕費で50.一ドル、産業祭關係の消耗品費が入って来ます。

その他、農政整設会、畜産(貯取不能)の講習会などその他の消耗品、その他ウリ類の消耗品費講習会の消耗品、その他、産業祭の消耗品が1.182.一

514  
外、その外、産業祭の食糧費で300,-円ル、印刷製本費約300,-円ル、と言うことになります。

P君

農業振興費の2,777,-円ルは主に産業共進会のものか。

農林課長

3,621,-円ルの経費は殆んど産業祭の経費が主であります。

P君

産業祭の経費は大体いくぶんありますか。

農林課長

大体、約6,000,-円ルくらいだと憶えてあります。

P君

(聴取不能)いつも議会で問題になりますから、農林課の場合、特に時間外勤務が非常に多いようだ感ひますから、どう言つたまでも農林課の場合には時間外勤務が多いのであります。

農林課長

時間外勤務の主なものは、産業祭の

事務あります。

8番、

産業祭については、時間外勤務か、産業祭に大体何パーセントぐらい当りますか。

農林課長

産業祭に700.-円

8番、

50パーセントですね。

農林課長

はい、それから農業法規関係の説明会をしたり、言うことで次年度、部落まわりをするために700.-円計算してあります。

8番、

どう言ったものですか。

農林課長

本土法規の説明会をしたりと言うことで、各部落まわりを予定して、その時間外か730.-円くらいであります。

8番、

これは各職員か部落まわりをして説明をなさる。

農林課長

はい、今度農地法とか、農業者年金とか、農畜産物の災害保険関係の問題が出て来ますので、そう言った。

8番

700ドル時間外勤務、どう言ったような方法で職員か。

農林課長

各部落に通知いたしまして、20ヶ部落の2回ぐらい予定しております。

8番

職員何名はいりますか。

農林課長

4~5名ぐらいなさと思います。

8番

農地法を職員か実際に指導出来ますか。市民に対して、

農林課長

結局、農地法関係と、それから農業被害者関係、それから保険関係でのおの担当しなければいけないかなと思ってます。

♪番

こゆは私は農地法を、新しい農地法を市民に十分説明をさせよ上には、かえって、職員かゆよりは、その権威者にあらうとして、した方がかゆよりあらかと思うか。各市民に対して法律を教える職員は、農地法を講習なんか、受けてありますか。そして人を指導する程度の十分なう熟知されてありますか。

農林課長

ある程度は出来まおけれども、政府としても非常に難問題にはりて行きまとと、本土に例外のことかゆ出てきましてそう言ったところは、今政府の職員でも確答はしてありません。そう言ったところは出来まかと思ひます。

♪番

十分効果をあらしめよと言うお答えですか。

農林課長

今まで役所にありマカ、去った8月の8日と憶えてありますけれども、農業者年金と、災害保険関係で、各区から集めまして、こちらで一応やりましたけれども。

8番

どう言うラキストを持ってあらゆる状  
ですか。

農林課長

日本での解説書、それが政府から  
流された資料でござりますと想ってあります。

8番

こう言う農地法を市民に教えるなら、  
やはりはっきりした、なまはんか的な法律を  
教えるには、かえって、そういう権威者の  
先生方をして講習なり、講演なり、そ  
う言ったものを作った方がかえって、正しく  
指導方法が出来ると思ひますか。そ  
のへんはどうありますか。職員にさせた方  
が実際効果がありますか。そのくらいは  
どうお答えですか。

市長

おっしゃる通り、本当の詳しい説明、  
或は講義を受けた場合は、専門家の方が  
本当は適当と思われる所が、実際に直接必  
要な分、直接実際に農家の方からいか  
に解る分だけ、非常に詳しくことかあ  
ると思いますが。直接利益になる部分、  
或は不利益にならとか、そういう抜本  
的に説明は出来ないやうなことがあります。  
方のは簡易書にておこなって、ある

程度職員としてか政府が講習を受けて  
やつてありますので。

8番、

これがだけのではある、700.-ペルと言う  
大金を使っておりますは、これはゆうかかな  
予算だったが、予算規模なれば一応は  
予算の出来までは職員でやると、言うこ  
とでござりますが、700.-ペルだけでは  
それ相当のではある、権威者で、それだけ  
それ相当なりの日日をでますね、とみな  
で出来ると思ひます。(聴取不能)。

市長

予算をくんであるのは職員の方で  
20日とくんでありますか、一応この問題に  
対しまして、予算としては、職員としても  
そう言うふうな勉強をしてあると思ひま  
すので。

8番、

農地法加すと前から、二、三年前か  
ら改正されて、それをある程度、今まで  
たれさりてあったならば職員でも十  
分だと思ひますか、これは皆が農地  
法はじめてでござります。(聴取不能)

市長

参考資料も沢山ありますし、専門  
立野商工会

家並みまではいかないと思いますが、やつて  
行けると思ひます。

8番

では見守ってありますから。

8番

土木費をお願いしたと思ひます。道路  
新設改修費、その中に政府事業、市単独事  
業が明記されてあります。課長は出席して  
ありますか。まだみえてない。

消防関係の方をお願いしたと思ひます。  
消防関係の消防耗品、常備消防費に  
人336,一円、消防施設費人812,一円、  
消耗品費とさしてあります。こゆに對しての  
説明を願いたいと思ひます。消防関係の  
消耗品、常備消防費に人336,一円、消  
防施設費人812,一円、消防耗品費とさ  
してあります。こゆに對しての説明を願いたい  
と思ひます。

庶務係長(消防)

お答え申します。常備消防費の需要  
費の中の消防耗品費でござりますが、その  
内訳は900貨与品ですね。貨与品が  
多めであります。

8番

..、冬物、食糧含まめてありますから。.

庶務係長(消防)

夏物だけが含まれてあります。

8番

夏物だけですか。

庶務係長(消防)

はい、夏の制服ですね、その他は消防の半長靴ですね、作業着。

8番

今のお説明では、夏物が含まれて  
いますと言うふうに説明でござりますか  
例年(聽取不能。)

庶務係長(消防)

これは耐用年数がありまして、  
今度は冬物は十分だと思ります。

8番

十分。

庶務係長(消防)

はい。

8番

施設費の中の需要費、消耗品。

宣野 誠也議会

庶務係長(消防)

施設費の中の消耗品はホースか。  
大分古くなっていますので、二四ヵ月又  
二ヶ月ののか、10本、1インチ半、10本。

8番

これは何号車か持つつもりですか。

庶務係長(消防)

これは何号車とは明記されていません。ホースの場合には何号車とは割当ありませんので、さあ消火の場合には、活動後は洗滌しますので、車両ごとに分けてありません。

8番

一応終ります。

11番

確認してあります。81年度道路新設  
改良費、助役、市長であります。議会に提示してありますと、この年次計  
画、道路舗装の年次計画に基いて、年  
々、年次的に処理していくと、言うふうな  
基本方針が打ち出されてあります。この  
年次計画、ある計画とともにこの予算には  
計上されてますか。どうか。それだけはつ  
きりしてありますか。思ひます。

市長

計画の場合は 5ヶ年になつてあります  
が、相当、繰り上りまして後、1年たゞぐ  
で半年ぐらいで、この年度終りますと、  
あとすこしで終ります。それで、その他の工事  
の關係で計画を前後してありますのであります。  
ちなみに 5ヶ年計画に入つて  
113歳のかい言ふのは、前後はずれており  
ますから、やつてあります。

11番、

ひとつ、期間は短縮されてあります。

市長

はい。

11番、

順位においては変わらない。

9番、

予算編成、面であります。何、致します。  
新しく制定されました宜野湾市財政調整  
基金条例、それと、宜野湾市消防自動  
車購入基金条例 第4条の規定にちく  
すにて歳入面につけては、それが生ず  
る利息は一応計上されてあります。しかし  
なかい、その利益は両方について  
基本財産基金条例、消防車購入条例

に両方にいくべきじやなうかと、こう思う訳  
なんですかけれども、消防廻係は積立金が  
1,000,-ドルしか計上されておりませんけ  
ども、そのへんにみて、ヨウヨーリにござ  
ります。消防車購入資金積立金利息は  
191,-ドル出ておりますけれども、ヨウヨーリ  
の積立金には1,000,-ドルしか計上され  
てありません。当然191,-ドル含めて消  
防資金積立金に含めよべきじやなうか  
と思ふんですけれども、そのへんにみて  
お伺い致します。どうして消防資金条例  
には含めないのか。

助役

御指摘のとおりであります。それで  
これは補正しなければならぬと考  
えます。

9番、

私は補正を前提にして聞いてはあ  
りません。何故こう言うふうになつたのかを  
聞いてある訳です。

助役

結局、事務のミスであります。

9番、

そうしますと39ページの7目にある  
額が違うと言う事になりますが、これは

現在ある積立金条例金額が公有水面埋立事業の繰入れされて、歳出もそのままになつております。そしてこの額は先づ私が御指摘いたしましたコタページの歳入面からしますと、非常に額がタリのような感じがします。積立金は1セントもございませんので、資金がいくらいあってこむだけの歳出を見積ってありますか。併せて明日までひとつよろしくお願ひ致します。

19番、

72ページのとこにあります。消防施設費の18節のところにあります。自動車購入費ピックアップ1,700、一ドル計上されてあります。さるに無線機購入5,083、一ドル計上されてあります。これは購入するピックアップにつけるものですか。それとも消防本署に設置するのですか。

庶務係長(消防)

ピックアップですか。

19番、

無線機購入にまつてあります。ピックアップも購入計上されてあります。この無線機は今シーフでござります。

## 庶務係長(消防)

シーフはあります。お答え致します。  
ピックアップにつけては今保有してます  
アツ。あれの代替車であります。

19番

代替車もピックアップにもこの無線機  
は装置する訳ですか。

## 庶務係長(消防)

そうです。

19番

本署との連絡、そりと無線車は  
そのピックアップへ一台だけだと言うことですか。

## 庶務係長(消防)

移動局が三つ、今計画しております。  
基地局がありまして、移動局が三つです  
ね。三分、ポンプ車二台、それから連絡車  
のピックアップ一台、これで三台です。予定し  
ております。

19番

一般質問の中での無線機購入の件が  
出てありましたので、この予算とのかねあい  
これだけで十分機能は發揮出来ると言  
うことでですか。

庶務係長(消防)

十分とまではいきませんが現在は二台ではまだ合うんじやないかと。

19番

十分ではなないんだからまあまあ。

庶務係長(消防)

移動局につけては年次的にふやして行きたいと、こう考えてあります。

19番

61ページのですね、保健衛生費の予防費ですね、これはかなり減額されておる訳ですか。どう言う理由ですか。

厚生課長

お答え申し上げます。この予防費につきましては、いつも法定伝染病の完全の予防でござりますりで、普通業務の予防とは違います。あくまで、法定伝染病発生した場合の応急費でござります。いつも自治法の改正によって、こう言う予防費は別にさるようになるとさう指示をいたしましたので、これがだけはあくまで応急措置でござります。

19番、

応急措置で約200,000円をくんであります  
訳ですか。

厚生課長

そうです。しかし備品につきましては、  
政府からの補助の対象になります。しかし  
その補助につきましては現年度には入  
るん訳です。あくまでも実績にありて、次  
年度に入ると言う形です。

19番、

はい、終ります。

議長

明日は午前10時から総括質疑を行います、午後2時から教育関係、その後木道関係の質疑をやっておきたいと思ひます。

議長

本日の日程はこれで全部終ります。  
長時間ありがとうございました。尚明日は午前10時より1日目の  
本会議を開きます。(午後2時50分)

散会